

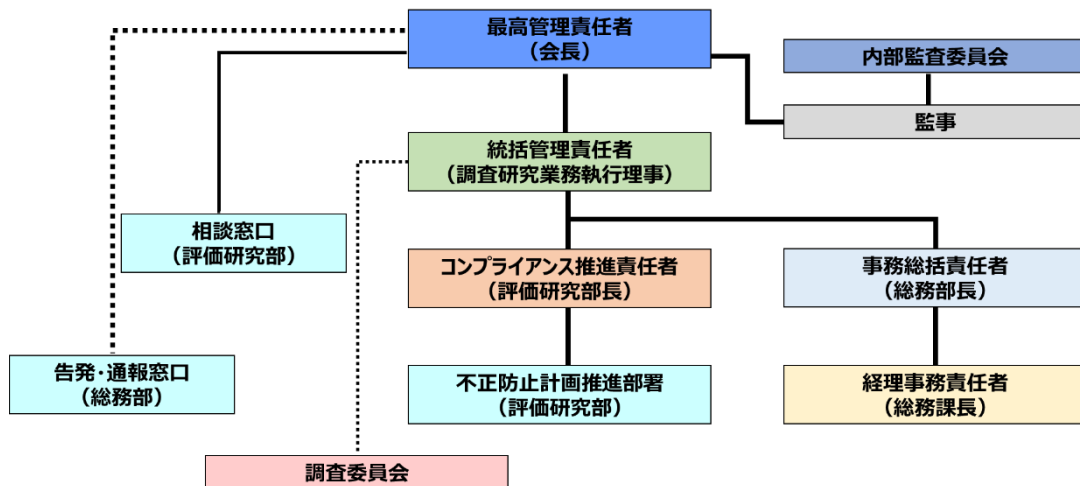
公益財団法人大学基準協会
不正使用防止計画

平28. 5. 23決定
平30. 9. 7改定
令4. 8. 31改定

公益財団法人大学基準協会は、公的研究費の不正使用防止を目的として、以下の通り「不正使用防止計画」を策定する。

1. 公的研究費の不正使用防止に向けた管理体制の整備

公的研究費の不正使用防止に向けた管理体制を以下のように整備し、公的研究費の不正使用防止に努める。



2. 不正使用防止に向けた具体的事項の実施

(1) 確実な物品検収の実施

納入する物品の検収は事務担当者が行う。例外的に業者が研究者に直接納品する場合は、後日事務担当者が現物確認を行うこととする。

(2) 旅費の事実確認

出張者が出張復命書を提出する際に用務内容に応じて記載事項を厳密にする。

- ①研究打合せの場合は、打合せ相手の所属・氏名を記載する。
- ②学会出席等の場合は、学会要旨等の資料の添付を求める。
- ③無作為抽出による事実確認を実施する。

(3) 賃金・謝金の事実確認

所属長は、業務終了後に従事者本人へ勤務状況の事実確認を行い、その内容を総務部へ報告する。総務部は月末時にその内容について確認を行う。

(4) 研究者によるルールの遵守

公的研究費に採択された研究者から、公的研究費の使用ルールを厳守し、研究費不正の防止に努める旨の誓約書の提出を求める。

(5) 公的研究費の取扱いに係る内部監査の実施

適正な研究費の執行のために、公的研究費に係る内部監査委員会による内部監査を最低年1回実施するものとする。

(6) 不正行為に関する通報受入窓口の設置

総務部内に不正行為に関する通報を受け入れる窓口を設置する。なお、通報者が不利益な取扱いを受けることのないよう配慮する。

(7) 不正行為通報案件の伝達・調査体制

上記(6)の窓口で不正使用に関する通報があった場合、窓口担当者は速やかに統括管理責任者に、統括管理責任者は最高管理責任者に速やかに報告する。報告を受けた最高管理責任者は調査の実施を決めた場合、速やかに公的研究費の不正使用に係る調査委員会を設置し事実関係の調査を行う。

(8) 不正使用防止計画推進部署の設置

不正使用防止計画推進のため、最高管理責任者の下に不正使用防止計画推進部署を評価研究部内に設置する。当該部署は、計画の企画・立案、推進、検証、進捗管理に関すること及び不正使用発生要因の分析、改善策実施を推進する。

(9) 研究者、関係者へのコンプライアンス（法令遵守）の徹底

「公益財団法人大学基準協会公的研究費取扱規程」により公的研究費の取扱について周知を図る。

(10) 本計画の改定

公的研究費の不正使用防止のため、今後も不正を発生させる要因の把握と要因分析を進めるとともに、実態を把握しつつ必要に応じて改定を行う。